

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の終了認可……………一
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）
- 市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更認可……………一
……………（同）
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………一
……………（環境局総務部環境政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………七
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………九
……………（同）
- 都道の区域変更……………二
……………（建設局道路管理部路政課）
- 特定非営利活動法人の認定……………三
……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に規定する知事が定める数……………三
……………（保健医療局保健政策部国民健康保険課）

告示

●東京都告示第百八十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の二十第一項の規定に基づき大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業の終了を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名又は名称
独立行政法人都市再生機構及びエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

二 事業施行期間

平成二十五年八月三十日から令和六年三月三十一日まで

で

三 施行地区

千代田区大手町二丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称及び施行認可の年月日

大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業

平成二十五年八月三十日

五 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日

令和六年三月五日

●東京都告示第百九十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名又は名称
三菱地所株式会社

二 事業施行期間

平成二十八年九月二十九日から令和十年九月三十日まで

で

三 施行地区

千代田区大手町二丁目及び中央区八重洲一丁目各地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

千代田区大手町一丁目一番一号大手町パークビル

六 施行認可の年月日

平成二十八年九月二十九日

七 規準及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年三月五日

●東京都告示第百九十一号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、六本木五丁目西地区市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

六本木五丁目西地区市街地再開発準備組合 理事長 塚原 琢哉 港区六本木五丁目二番三号 二 対象事業の名称及び種類 六本木五丁目西地区市街地再開発事業 高層建築物の設置 三 対象事業の内容の概略 対象事業は、「都市再開発法」に基づく市街地再開発事業として、業務・商業・住宅・文化・教育等の機能を持った高層・低層建築物を新築し、複合的な市街地を形成するものである。 四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要 対象事業について、都民の意見が四件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、温室効果ガス及びその他であった。 事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。 五 見解書の縦覧 (一) 期間 令和六年三月五日から同月二十五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。 (二) 時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで (三) 場所 ア 港区環境リサイクル支援部環境課			港区芝公園一丁目五番二十五号 イ 渋谷区環境政策部環境整備課 渋谷区宇田川町一番一号十二階 ウ 目黒区環境清掃部環境保全課 目黒区上目黒二丁目十九番十五号 エ 東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階 オ 東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階			
---	--	--	---	--	--	--

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案についての意見等の件数の内訳は、表1に示すとおりである。
なお、事業段階関係区長からの意見については、港区長及び目黒区長から提出され、渋谷区長からの意見の提出はなかった。

表1 意見等の件数の内訳

意見等		件数
都民からの意見書		4
事業段階関係区長からの意見		2
合計		6

1 都民からの意見及び事業者の見解

項目	大気汚染について	意見の内容
○地下駐車場及び熱源施設からの排気口位置について（環境影響評価書案の概要 p57） 外苑東通りは多くの人々が通行をする道路である。地下駐車場及び熱源施設設備による二酸化窒素・浮遊粒子状物質排出の排出口が本計画の北東角にあることは六本木の街にくる人々の健康に影響を与える可能性がある。加えて、排出された二酸化窒素と浮遊粒子状物質は麻布保青園に多く蓄積される計画となっており、開発内では地域で将来を担う子供を育てることですが、開発区域外の子供は関係ないという事でしょうか。 また、そのような位置に大型の排気口などの機械設備の設置は下層階に商業店舗を入れたとしても六本木ヒルズのクロスポイントのように街区の端になっしまいます。このような計画は街並みの賑わいに寄与しないため、排気口位置の変更をすべきである。	事業者の見解	
地下駐車場及び熱源施設の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度については環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m ³ 以下）を満足し、付加濃度も小さいため、地下駐車場及び熱源施設の供用による大気質への影響は小さいと考えております。今後はより影響が小さくなるよう熱源施設からの排ガス量の削減について検討していきます。 また、駐車場及び熱源施設の排気口や関連機械設備が設置される下層階には商業店舗等を計画し、外苑東通りの路面店舗の連続性、街並みの賑わい創出に寄与するよう配慮していきます。	工事期間中の影響については、東京都環境影響評価条例に基づき事後調査を行い、予測・評価の確認を行うとともに、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は、環境の保全について必要な措置を講じて参ります。工事期間中の調査結果は、事後調査報告書としてまとめます。事後調査報告書は東京都環境局の窓口にてどなたでも確認できる図書となります。 また、工事期間中は、建設機械に関する対策として、建設機械の集中稼働を避けた平準化や排出ガス対策型建設機械の使用、建設機械の必要なアイドリングの防止等に努めます。さらに、工事用車両に関する対策として、工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避することともに、工事用車両の排出ガス規制適合車の使用、不要な空ぶかしを防止に努めます。その他、工事現場内では必要に応じて散水、粉じんの発生を防止します。	

項目	風環境について	事業者の見解
意見の内容		
○風環境 今回の計画説明会では、本計画の風環境の説明しななく、六本木ヒルズではすでに東京ミッドタウン、六本木ヒルズ、麻布台と超高層ビルが建設されており、それらすべてからの風の影響を考えるべきである。	風洞実験においては、東京ミッドタウン、六本木ヒルズ、麻布台ヒルズ等の周辺建物も反映した状態で実験を実施しています。今回の環境影響評価書案で示した風環境予測は周辺建物の影響や防風植栽等の効果も加味した予測結果となっています。	

項目	事業計画（道路計画）について	事業者の見解
意見の内容		
○外苑東通り 道路拡幅の必要性 現状ですら外苑東通り沿い北側道路に渋滞が発生しているにもかかわらず、手洗洗坂の延伸は外苑東通り北側道路に新たな渋滞を生む可能性がある。 現在、麻布台の開発により新設された外務省飯倉公館前の信号機は飯倉片町交差点に新たな交通渋滞を生んでおり、再開発による歪が生まれているように考えられる。 上記より、手洗洗坂拡幅延伸の計画は変更すべきである また本外苑東通り交差点よりを都市計画道路規定幅員より更に拡幅する計画だが、本道路は地域の主要渋滞箇所には指定されており、何ら拡幅の必要性がない。 都市計画道路の拡幅状況からロアビル前から飯倉片町交差点、麻布台までの道路の拡幅が未了であるにもかかわらず、補助金を活用して既拡幅道路を更に拡幅することは無意味である。	事業区域周辺の道路ネットワークでは、外苑東通りと環状第3号線を行き交う通交通が、学校や大使館が面する鳥居坂通り（特別区道849号線）に流入することが課題となつていす。また、外苑東通りでは、六本木五丁目交差点における鳥居坂通り（特別区道849号線）への右折車線長が不足しており、右折留車両が直進車線を閉塞している点も課題となっています。 これらの課題に対して当地区では以下の整備内容を計画しています。 なお、この整備方針は、現在都市計画の手続きが進められている「六本木五丁目西部地区計画」において、「公共施設等の整備の方針」として示していることが予定されています。 ・手洗坂通り（特別区道1104号線）を拡幅延伸して整備します。既設部分の道路幅員については、従前の約11mから約17mへと拡幅整備します。 ・上記手洗坂通り（特別区道1104号線）の拡幅延伸と、外苑東通りの一部拡幅によって、外苑東通りと環状第3号線をつなぐ新たなネットワークを形成し、鳥居坂通り（特別区道849号線）への通交通の低減を図ります。	
東京都及び港区より都市計画道路として拡幅決定しているにもかかわらず、拡幅未了となつて通行困難となつている道路が外苑東通り沿いの他地区にあるにもかかわらず、拡幅済み道路を優先的に補助金を活用して整備することには行政として無能な判断と言わざるを得ない。 100億円以上の補助金を本開発に投じているのであれば、港区においても「早期に整備する部分」に指定されている都市計画道路の拡幅に充てるべきである。	また、六本木五丁目交差点における右折車線長不足（右折留車両による直進車線の閉塞）を解消するため、延伸した手洗坂通り（特別区道1104号線）と外苑東通りとの接続部を現況の六本木五丁目交差点側から、六本木交差点と六本木五丁目交差点の中間部へとする交差点位置の適正化を行うことで、右折車線長を延長します。 一方で、六本木交差点の左折車線長が不足することになるため、拡幅道路の整備によって外苑東通りを一部拡幅（道路幅員25m→30m）することにより左折車線の2車線化を行い、六本木交差点における交通処理能力を向上させます。	

項目	事業計画（緑化計画）について	事業者の見解
意見の内容	○自然緑地減少のおそれ 東洋英和女学院幼稚園・小学校、日本銀行島居坂分館、国際文化会館（旧岩崎庭園）の一部の樹木を伐採し、ほぼすべての緑化を屋上緑地とする本計画は「都心の森」というコンセプトへの理解に苦しむ計画である。 既存樹木を伐採する計画を根本的に見直し、更すべきである。	国際文化会館の「旧岩崎邸庭園」については、基本的に改変は行わず、既存樹木を保全することにより再開発事業で整備する緑化と併せて、全体でまとまった緑空間を創出する方針です。 なお、再開発事業区域においては、ご近隣の皆様が緑を身近に感じられる、地域に開かれた憩いの場を構築します。

2 事業段階関係区長からの意見及び事業者の見解

事業段階関係区長からの意見及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

2.1 港区長からの意見及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
環境影響評価書	環境影響評価書を作成する際は、調査方法、評価基準等について、内容や表現をさらに工夫し、本計画が周辺の生活環境にどのような影響を与え、どのように配慮するのかを誰もが理解しやすいように示してください。	環境影響評価書を作成する際には、調査方法、評価基準等について、内容や表現をさらに工夫し、本計画の周辺の生活環境への影響や配慮事項等に関して理解しやすいものとなるよう努めます。
計画地周辺の住民及び関係者	計画地周辺の住民及び関係者に対して、計画や工事に関する情報提供を適切に行い、意見・要望等があった場合には、真摯に対応してください。	事業区域周辺の住民及び関係者に対して、工事着手前に「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく説明会等を開催し、工期、工法、作業方法等について十分な近隣説明を行います。また、「東京都中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、近隣関係住民に建築に係る計画の周知を図ります。 上記に加えて、計画や工事に関する情報提供を適切に行い、ご意見・ご要望等を尊重し真摯な対応に努めます。

項目	大気汚染について	事業者の見解
意見の内容	「大気汚染防止法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の法令を遵守し、各手続き、アスベスト等の飛散防止対策及び廃棄物処理を適切に行ってください。	「大気汚染防止法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の法令を遵守し、各手続きを適切に行います。 解体建築物のアスベスト含有建材の有無の調査を適切に行い、「大気汚染防止法」等の法令に基づく報告・届出、飛散防止対策を講じるとともに、適切な廃棄物処理を行います。
工程計画や工事方法	工程計画や工事方法、建設機械等を決定する際は、計画地周辺の住民及び関係者の生活環境を十分に配慮し、影響が極力小さくなるように努めてください。	工程計画や工事方法、建設機械等の決定に際しては、建設機械の集中稼働を避けた平準化や排出ガス対策型建設機械の使用、建設機械の不必要なアイドリングの防止に努めます。さらに、工事用車両に関する対策として、工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避するとともに、工事用車両は排出ガス規制適合車の使用、不要な空ぶかしの防止に努めます。

項目	騒音・振動について	事業者の見解
意見の内容	「騒音規制法」、「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の基準を遵守した上で、1日の工事時間や建設機械の稼働時間、同時稼働台数等にも気を配り、計画地周辺の住民及び関係者への影響が極力小さくなるように努めてください。	「騒音規制法」、「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の基準を遵守した上で、建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努めるほか、建設機械のアイドリングストップの厳守、定期的な点検整備による故障や異常の早期発見、工事中の騒音発生に対する必要に応じて騒音発生箇所付近への防音パネル設置等の防音対策を講じ、事業区域周辺の住民及び関係者への影響が極力小さくなるように努めます。
計画建築物の規模が特に大きいことを踏まえ、工事用車両の車両計画等を工夫し、工事用車両の減少に努めてください。	工事用車両については、一時的に集中しないよう工事工程の平準化を図り、効率的稼働に努めます。 また、不要なアイドリング防止の徹底、工事用車両の出入口には交通整理員を配置して通行人の安全の確保に努めるとともに、事業区域周辺における他の大規模開発について、周辺の各開発事業者と情報共有の上、工事用車両の走行台数を調整する等の検討を行うことにより、環境への影響の低減に努めます。	

項目	日影について	事業者の見解
意見の内容	実施設計を進めていく中で、日影の影響がさらに小さくなるように努めてください。	実施設計を進めていく中で、日影の影響がで

項目	電波障害について	事業者の見解
意見の内容	計画建築物等により電波障害が生じる場合には、障害内容と具体的な対策等について、速やかに電波障害を受ける人に情報を提供してください。	計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、障害内容と具体的な対策等について、速やかに電波障害を受ける人に情報を提供します。
	相談窓口を明確にし、迅速かつ丁寧に対応して下さい。	また、工事の施行中及び完了後におけるテレビ電波障害に関する住民からの問い合わせに対しては、相談受付の窓口を設置し、迅速かつ丁寧な対応を行います。

項目	風環境について	事業者の見解
意見の内容	敷地周辺の歩道等を通行する者の安全が確保されるときにも、敷地内の広場・緑地の利用者が快適に通ごし憩えるよう、十分な風対策を着実にを行い、可能な限りビル風の低減に努めてください。	歩行者や敷地内の広場・緑地の利用者が快適に通ごし憩えるよう、事業実施区域内に、最高高さ9～10m程度の高木を約15本、7～8m程度の植栽を約80本、5～6m程度の植栽を約55本、3～4m程度の植栽を約10本、合計で約160本配置し、できる限りビル風の低減に努めます。また、防風植栽に加え、事業区域内に高さ3mの防風壁を設置することで、広場・緑地の利用者への風の影響の低減に努めます。

ビル風低減策の検討においては、防風植栽だけでなく、フェンスや防風スクリーン、庇、建物形状、隅角部の切除や円形化等、総合的に検討し、更に工夫してください。	ビル風低減策について、防風植栽及び防風壁のほか、今後、詳細な設計を進めていく中で更に検討を行い、風の影響の低減に努めます。
--	---

防風植栽については、防風機能を十分に満足する成長した樹木を選定するほか、「港区ビル風対策要綱」に基づく適切な植栽の維持管理を行ってください。	防風植栽については、「港区ビル風対策要綱」に基づき、適切な樹木の選定・植栽の維持管理等に努めます。
--	---

工事期間中の風の測定等について、近隣住民等からの要望が出た場合は対応するとともに、ビル風の苦情等には丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。	工事期間中の風の測定等について、事業区域周辺の住民及び関係者等からのご意見、ご要望については丁寧に対応します。また、ビル風の苦情等については必要に応じて対策を講じます。
--	--

建設後、事後調査を行い、予測結果を上回る風環境であった場合には、確実に追加の対策を講じてください。	事業の実施に際しては、「東京都環境影響評価条例」及び「東京都環境影響評価技術指針」に基づき、事後調査計画書を提出し、事後調査を実施します。事後調査の結果によつては、その原因を考察し、事業の実施が環境に著しい影響を及ぼしていると思われる場合には、「港区ビル風対策要綱」に基づき、追加の対策を講じます。
---	---

項目	景観について	事業者の見解
意見の内容	「東京都景観条例」及び「港区景観条例」に基づき協議・相談に真摯に対応し、この地域一帯の景観がより一層良好なものとなるように努めてください。	「東京都景観条例」、「港区景観条例」及び「港区景観計画」に基づき協議・相談に真摯に対応し、この地域一帯の景観がより一層良好なものとなるように努めます。

項目	史跡・文化財について	事業者の見解
意見の内容		
埋蔵文化財の確認調査については、調査方法・範囲について十分に区と協議してから実施するようにしてください。	埋蔵文化財の確認調査については、調査方法・範囲について、工事前に十分に港区教育委員会と協議してから実施するようにします。	
埋蔵文化財が確認された場合には、「文化財保護法」に基づき適切に対応してください。	工事の施行中に新たに埋蔵文化財が発見された場合には、「文化財保護法」、「東京都文化財保護条例」及び「港区埋蔵文化財取扱要綱」に基づき届出を行い、適正に対処します。	

項目	温室効果ガスについて	事業者の見解
意見の内容		
「港区建築物低炭素化促進制度」に基づき、建築物のエネルギー使用の合理化に関する措置及び建築物のヒートアイランド現象の緩和に関する措置を講じてください。	「港区建築物低炭素化促進制度」及び「東京都建築物環境計画書制度」に基づき、屋上緑化による屋上表面温度上昇の抑制、地域冷暖房の導入によるエネルギー面的利用の推進、熱源施設等の排気口高さを5m以上とする等、建築物のエネルギー使用の合理化に関する措置及び建築物のヒートアイランド現象の緩和に関する措置を講じます。	
可能な限り太陽光発電システム等の創エネルギー機器の導入に努めてください。	本事業では、太陽光発電設備を導入する等、可能な限り創エネルギー機器の導入に努めます。	
工事期間中を含め、計画建物においては、再生可能エネルギー由来の電力の使用に努めるとともに、より高い再生可能エネルギー割合の確保に努めてください。	本事業では、再生可能エネルギー由来の電力の使用に努めることで、より高い再生可能エネルギー割合の確保を目指します。	
可能な限り建築物の省エネルギー性能を高め、ZEB・ZEH-Mの水準の達成を検討してください。	本事業では、街区全体で様々な省エネ技術を導入することにより、A-1街区の事務所部分についてはZEB Readyの基準を達成すると共に、地区全体の非住宅用途部分においてはZEB Orientedの基準を目指します。また、住宅部分については、ZEH-M Orientedを目指します。	
「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めてください。	事業の実施に当たっては、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めます。	

項目	その他について	事業者の見解
意見の内容		
周辺の交通渋滞や放置自転車の解消、二酸化炭素排出量削減に寄与するため、敷地内に自転車シェアリングのサイクルポートや公共的に利用できる自転車駐車場の設置を検討してください。	周辺の交通渋滞や放置自転車の解消、二酸化炭素排出量削減に寄与するため、敷地内に自転車シェアリングのサイクルポートや公共的に利用できる自転車駐車場の設置を検討します。	
計画地は、保育園や学校等の子どもが利用する施設が近接しています。工事中及び供用後の交通安全対策を徹底してください。	工事用車両出入口への交通整理員の配置、可能な限り登下校時間帯における施設搬入車両の走行を回避する等、保育園や学校等の施設に配慮の上、工事中及び供用後の交通安全対策を徹底します。	
交通渋滞等による通行上の支障が発生しないように計画してください。また、工事用車両の路上待機による交通渋滞も発生しないように注意してください。	交通渋滞等による通行上の支障が発生しないよう適切な工事用車両の運行管理を行います。また、工事用車両の路上待機による交通渋滞も発生しないように十分に注意します。	
太陽光の反射に配慮した設計とするほか、公開空地や店舗等の照明の照度や向きを調整し、周囲環境に配慮してください。	設計深度化の中で太陽光の反射について、シミュレーション等を実施し、極力影響が少なくなるよう配慮します。また、公開空地や店舗等の照明の照度や向き等、周囲環境に配慮します。	

2. 目黒区長からの意見及び事業者の見解

項目	電波障害について	事業者の見解
意見の内容	電波障害について、予測に基づき適切な措置が講じられるものと考えますが、計画建築物の工事中や完成後に障害が生じた場合は、速やかに調査を実施し、住民からの問い合わせに対しては、誠意を持って対応してください。	計画建築物の工事中や完成後のテレビ電波障害に関する住民からの問い合わせに対しては、相談受付の窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行います。

●東京都告示第百九十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

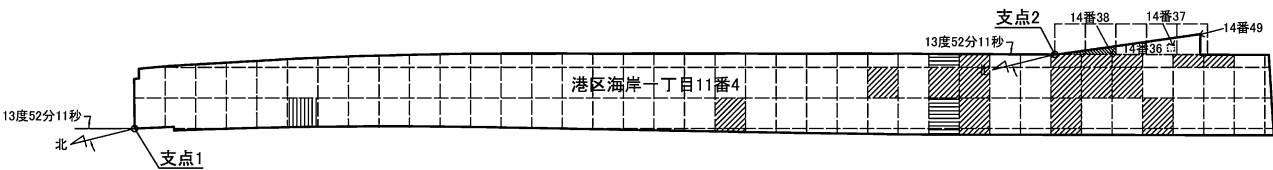
令和六年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区海岸一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

別図



[凡例] —— :敷地境界 —— :筆界 —— :単位区画  :形質変更時要区域 (この告示により指定する区域)  :形質変更時要区域 (令和2年東京都告示第726号により指定した区域)  :形質変更時要区域 (令和元年東京都告示第217号により指定した区域)  :形質変更時要区域 (平成30年東京都告示第1286号により指定した区域)	[支点1] 支点1の位置は、港区海岸一丁目11番4の最北端とする。 [支点2] 支点2の位置は、港区海岸一丁目14番36の最北端とする。 [格子1の回転角度(13度52分11秒)] 格子1の回転角度は、支点1を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行として10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点1を中心として、右回りに回転させた角度を示す。 [格子2の回転角度(13度52分11秒)] 格子2の回転角度は、支点2を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行として10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点2を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
--	--

●東京都告示第百九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

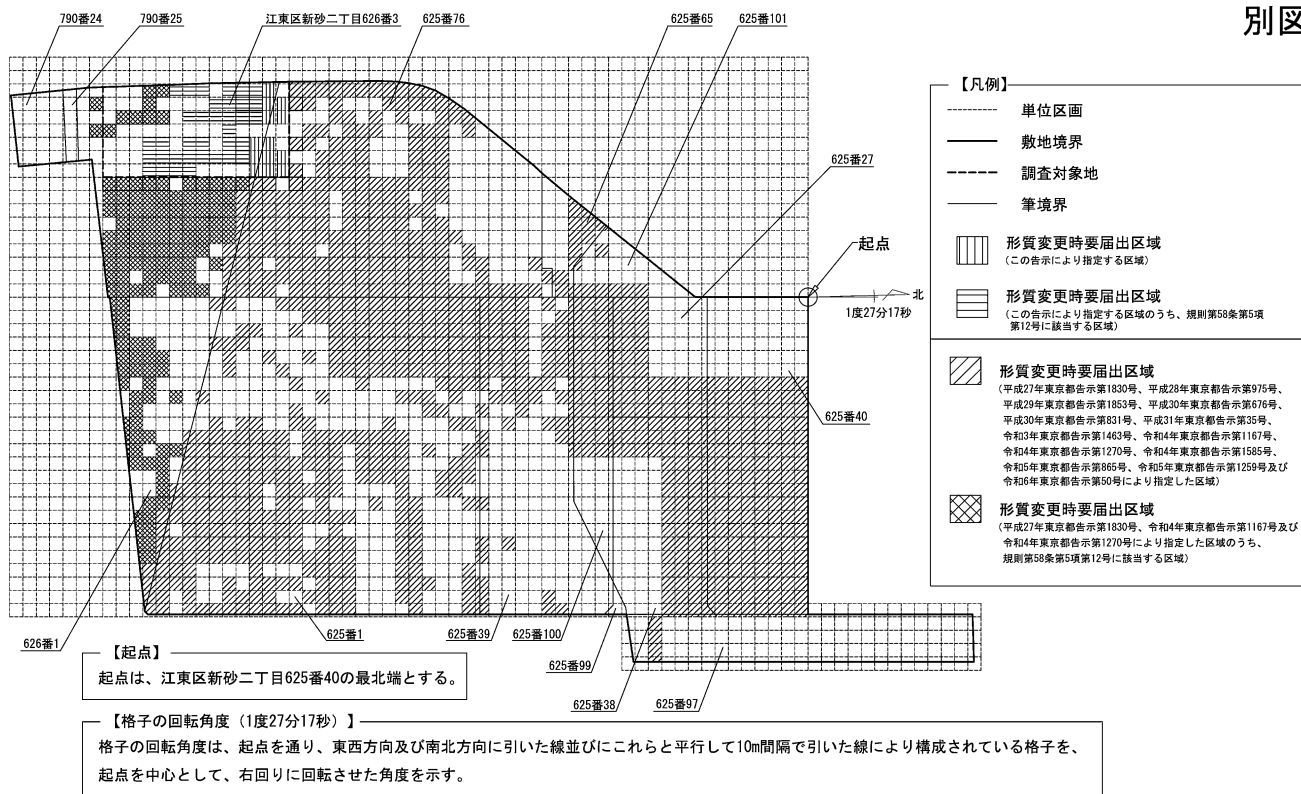
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂二
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区
域の一部は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



●東京都告示第百九十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千五十七号及び令和五年東京都告示第六百八十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月五日

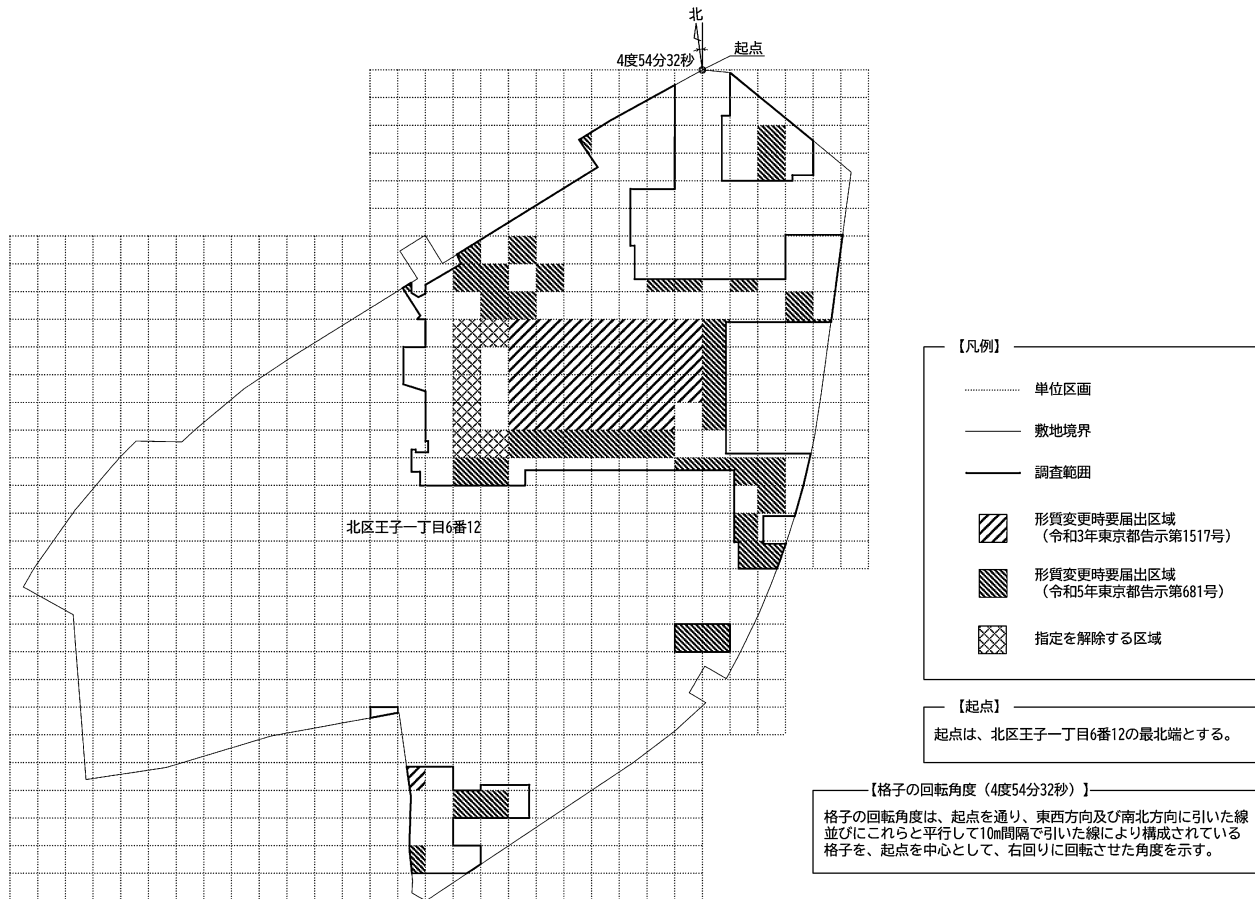
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区王子一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第百九十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十九年東京都告示第千六百二十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月五日

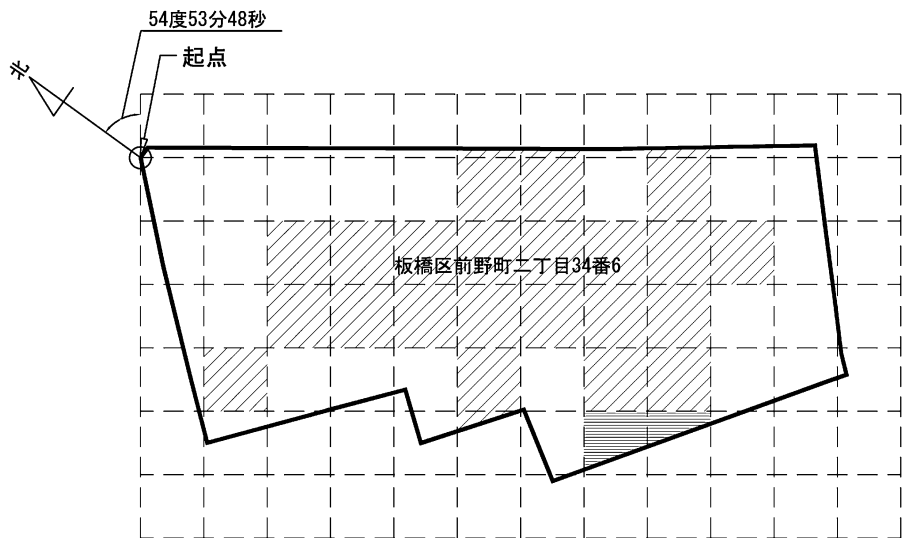
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区前野町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 敷地境界
-  要措置区域
(平成29年東京都告示第1621号により指定した区域)
-  指定を解除する区域

起点

起点は、板橋区前野町二丁目34番6の最北端とする。

格子の回転角度（54度53分48秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

環状六号

二 変更の区間

板橋区大山金井町九番七地先から同所同番十一地先まで

三 変更の概要

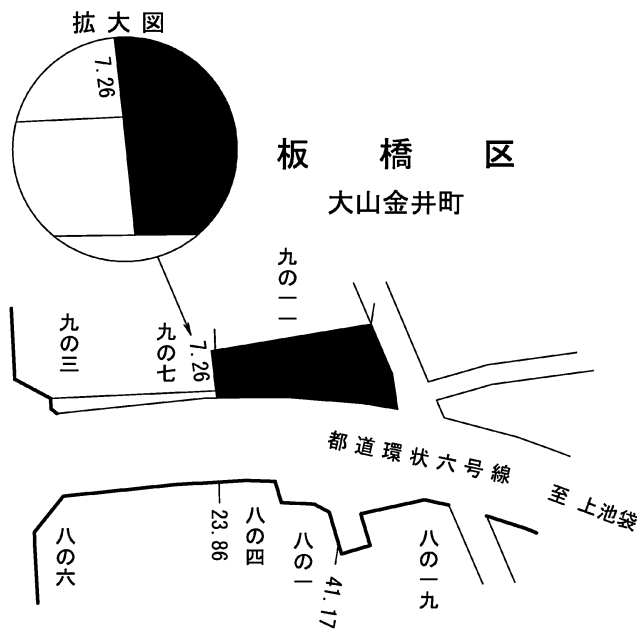
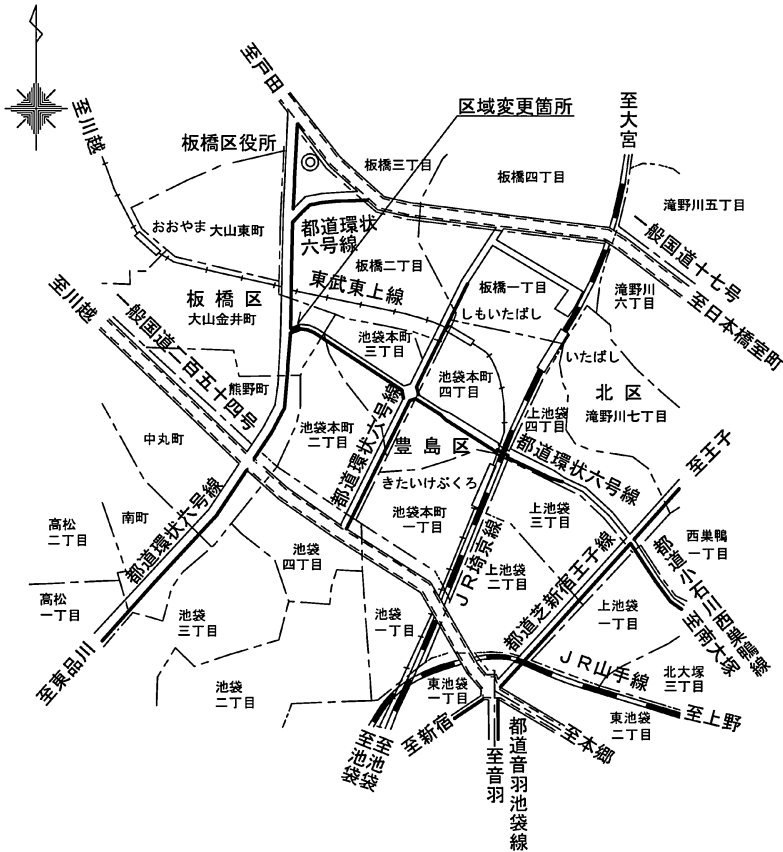
別図表示のとおり

別図

都道環状六号線区域変更略図
板橋区大山金井町地内



延長 三一・七九メートル
面積 三六二・五二平方メートル



公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和六年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人アニマルチャリティジャパン

二 代表者の氏名

熊谷 貴子

三 主たる事務所の所在地

港区南青山七丁目一番十四号 南青山テラス五二二二号

室

四 その他の事務所の所在地

港区南青山七丁目一番十四号 南青山テラス五二二二号

室

五 認定の有効期間

令和六年一月十二日から令和十一年一月十一日まで

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する

政令に規定する知事が定める数について

令和六年度における、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第九条第三項、第五項及び第八項、第

十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項及び第六項に規定する知事が定める数は、次のとおりとする。

令和六年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 医療費指数反映係数

算定政令第九条第三項の知事が定める数は、〇・八三とする。

二 一般納付金所得係数

算定政令第九条第五項の知事が定める数は、一・三四六九〇三八三五四二八とする。

三 一般納付金基礎額調整係数

算定政令第九条第八項の知事が定める数は、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号。以下「納付金等省令」という。）第十条第一項に掲げる数とし、一・〇二七二五七七〇六八七八とする。

四 後期高齢者支援金等納付金所得係数

算定政令第十条第三項の知事が定める数は、一・三六二二八四七四一四三四とする。

五 後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数

算定政令第十条第六項の知事が定める数は、納付金等省令第十六条第一項に掲げる数とし、〇・九九九九九九九九九七〇一とする。

六 介護納付金納付金所得係数

算定政令第十一条第三項の知事が定める数は、一・三四三〇五一二二三三八三八とする。

七 介護納付金納付金基礎額調整係数

算定政令第十一条第六項の知事が定める数は、納付金等省令第二十五条第一項に掲げる数とし、〇・九九九九九九九九九二〇四〇とする。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一(代)号
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 五〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)号
郵便番号
113-0001